

奈良市不当要求行為等審査会から報告を受けた不当要求行為等の件数及びその主な内容  
(平成 31 年度・令和元年度)

番号	報告日	主な内容
1	平成 31 年 4 月 16 日	<p>平成 29 年 5 月から平成 31 年 2 月までの間において、奈良市法令遵守の推進に関する条例・規則に規定する不当要求行為等に該当する行為があったと認定。</p> <p>行為の内容及び認定の理由は、次のとおり。</p> <p>(1) 通常、市民に対して行わない書類の作成、書類への押印を求めるなどの行為が、特定の個人が有利な取扱いを受けるよう要求する行為に該当すること。(規則第 2 条第 1 項第 6 号)</p> <p>(2) 自らの主張、市の対応についての苦情、職員に対する誹謗中傷を大声で繰り返すなどの行為が、粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為に該当すること。(規則第 2 条第 2 項第 3 号)</p> <p>(3) 市庁舎内で対応職員を理由なく動画で撮影したり、退去を警告しているにもかかわらず退去しないなどの行為が、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる行為に該当すること。(規則第 2 条第 2 項第 5 号)</p> <p>(4) 自らの主張、市の対応についての苦情、職員に対する誹謗中傷、過去の減免申請に関する経緯説明を大声で繰り返すといったことにより、長時間の対応を職員に続けさせるなどの行為が、市の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為に該当すること。(規則第 2 条第 2 項第 5 号)</p>
2	令和元年 10 月 18 日	<p>平成 31 年 2 月から令和元年 8 月までの間において、奈良市法令遵守の推進に関する条例・規則に規定する不当要求行為等に該当する行為があったと認定。</p> <p>行為の内容及び認定の理由は、次のとおり。</p> <p>(1) 通常、市民に対して行わない書類の作成、書類への押印を求めるなどの行為が、特定の個人が有利な取扱いを受けるよう要求する行為に該当すること。(規則第 2 条第 1 項第 6 号)</p> <p>(2) 面談の継続は困難と判断し退去を求めたにもかかわらず退去しないなどの行為が、職員が正常な状態で面談することが困難であると判断し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面接を強要する行為に該当すること。(規則第 2 条第 2 項第 2 号)</p> <p>(3) 自らの主張、市の対応についての苦情、職員に対する誹謗中傷を大声で繰り返すなどの行為が、粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為に該当すること。(規則第 2 条第 2 項第 3 号)</p> <p>(4) 市庁舎内で対応職員を理由なく動画で撮影する行為が、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる行為に該当すること。(規則第 2 条第 2 項第 5 号)</p>